

大月市第2期教育振興基本計画



市の木 八重桜

平成27年6月

大月市教育委員会

目次

1. 計画策定の趣旨	…	1
2. 計画の位置づけ	…	2
3. 計画の期間及び進行管理	…	2
1. 学校教育の充実		
(1) 確かな学力の向上		
① 「確かな学力」の育成	…	3
② きまりよい学習習慣の確立	…	5
③ 基礎・基本の定着と活用する力を身に付ける授業	…	6
④ 豊かな言語環境づくり	…	7
⑤ 一人ひとりの子どもに応じた教育の展開	…	8
(2) 豊かな心、たくましい心の育成		
① 道徳教育・文化活動の推進	…	9
② 読書活動の推進	…	10
③ ふるさと教育の推進	…	11
a. 自然とのふれあい活動の推進	…	11
b. 郷土の歴史や文化を大切にする教育	…	11
c. ボランティア活動の推進	…	12
(3) 健やかな身体の育成		
① 健康の保持増進と体力の向上	…	13
a. 学校保健の推進	…	13
b. 体力向上への取り組み	…	14
② 食育・学校給食の推進	…	14
(4) 今日の課題やニーズに応じた教育の推進		
① 国際理解教育の推進	…	16
② 情報教育の推進	…	17
③ 環境教育の推進	…	17
④ 安全・防災教育の推進	…	18
⑤ 特別支援教育の充実	…	19
⑥ 児童・生徒指導の充実	…	19
⑦ 支援・相談体制の充実	…	20
a. 相談体制の充実と障害のある児童・生徒の就学支援	…	20
b. 日本語指導が必要な児童・生徒等の支援	…	21
c. 就学支援等の充実	…	21
⑧ 幼保小連携及び小中連携の推進	…	21
(5) キャリア教育の推進	…	22

(6) 教職員の資質・能力の向上の取り組み	… 23
2. 地域全体で取り組む教育力の向上	
(1) 家庭・地域と一体となった学校の活性化	… 24
(2) 家庭の教育力の向上	… 25
(3) 青少年の健全育成の推進	… 26
(4) 放課後・休日における子ども活動の充実	… 26
3. 幼児期における教育の充実	… 27
4. 学校教育施設等の整備充実	… 28
5. 生涯学習活動の振興	
(1) 拠点施設の充実	… 31
(2) 多様な学習機会の提供	… 33
(3) 文化芸術活動の振興	… 34
(4) 生涯スポーツの振興	… 35
6. 歴史と文化遺産の継承	
(1) 文化財の保護	… 36
(2) 伝統行事の保存と継承支援	… 38

大月市第2期教育振興基本計画（平成27年度～平成31年度）の策定にあたり、大月市教育振興基本計画（平成23年度～平成29年度）を改訂し、これをもって「大月市の教育に関する大綱」とします。

1. 計画策定の趣旨

少子化・高齢化の進行、グローバル化の進行、社会のつながりの希薄化、安全・安心に対する意識の高まり等、教育を取り巻く社会の状況は大きく変化しており、これからの社会を担う人材を育成する教育の果たす役割は、ますます大きくなっています。

平成18年12月に改正された教育基本法に基づき、平成20年7月、国において「教育振興基本計画」が閣議決定されたことを受け、山梨県教育委員会においては平成21年2月に「やまなしの教育振興プラン」が策定されました。大月市教育委員会においても平成23年3月に、学校教育の充実をはじめ、生涯学習の推進や生涯スポーツの振興、市の豊かな伝統・文化の継承など、今後目指すべき教育の基本的な方向性や重点施策を明らかにした「大月市教育振興基本計画」を策定し、平成23年度からの7年計画で様々な取り組みを推進し、その成果に係る点検・評価を実施してきました。

この間、国においては、平成25年度からの5年計画である「第2期教育振興基本計画」が、山梨県教育委員会においても、平成26年度からの5年計画である「新やまなしの教育振興プラン」が策定され、新しい時代にふさわしい教育行政のあり方や施策の基本的な方向性が示されました。

このような状況を踏まえ、大月市教育委員会では、策定から5年目の平成27年度に本計画の見直しを行い、新たな施策の設定等現状に即した計画としました。

なお、平成27年4月1日に施行された改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「法」という。）第1条の3第1項の規定により、各市町村長は、地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとなりました。

本市では、平成23年3月に策定した「大月市教育振興基本計画」を改訂して「大月市第2期教育振興基本計画」（以下「この計画」という。）を策定し、これをもって「大月市の教育に関する大綱」とするものです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）

（大綱の策定等）

第1条の3 地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（以下単に「大綱」という。）を定めるものとする。

2. 計画の位置づけ

この計画は、国が示す「第2期教育振興基本計画」及び県の「新やまなしの教育振興プラン」を参酌したうえで、大月市の実情に応じて、本市における教育の振興のための施策に関して基本的な事項を定めるものであり、教育基本法第17条第2項に規定する地方公共団体の計画であるとともに、大月市第6次総合計画後期基本計画との整合性を図りながら、教育における分野別計画として位置づけています。

教育基本法（平成18年法律第120号）

（教育振興基本計画）

第17条 政府は、教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、教育の振興に関する施策についての基本的な方針及び講ずべき施策その他必要な事項について、基本的な計画を定め、これを国会に報告するとともに、公表しなければならない。

2 地方公共団体は、前項の計画を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。

3. 計画の期間及び進行管理

この計画の対象とする期間は、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間とします。また、進行管理にあたっては、この計画の施策の実施状況を毎年、法第26条に規定する教育委員会事務の点検・評価として実施し、公表していきます。

1. 学校教育の充実

急激な少子化・高齢化の進行により、生産年齢人口の減少、経済規模の縮小、税収の減少、社会保障費の拡大などが予測され、これらに係る負担をどのようにするか、いかにして持続可能で活力ある社会を構築するかということが課題となっています。このような中で、人口減少社会にあっては、「多様性」ということが重視され、かけがえのない一人ひとりが多様な個性と能力を最大限に生かし、なおかつ共に助け合っていく社会の構築に向けた教育が求められています。

本市でも、地域社会や家庭の中で、異年齢で多様な子どもや兄弟たちと切磋琢磨して育つ環境が失われつつあります。今日、私たちは、“生きる力を十分に持った「たくましい子ども」”の育成が将来の日本にとっても、大月市にとっても大切であるとの認識のもとに本市の学校教育を進めていきます。

また、本市では、平成18年に策定した「大月市小・中学校適正配置実施計画」に基づき、小学校5校、中学校2校とする適正配置を平成20年度から順次推進し、平成28年4月に完了します。この計画と併せて取り組んできました学校施設の耐震化につきましても、平成27年度末に全て完了する予定です。平成28年度以降は、耐震基準を満たした環境のもとで、更なる学校教育の充実を進めていきます。

本市の小・中学校における教育力を高めるために、「確かな学力の向上」、「豊かな心、たくましい心の育成」、「健やかな身体の育成」等、以下に掲げる施策の推進に努めます。

また、平成27年4月から、これまで設置していた教育相談室を拡充して、教育相談・就学支援・学習支援等の拠点となる「大月市教育支援室」を設置し、学校教育活動全般に亘る支援をしていきます。

(1) 確かな学力の向上

本市では、すべての小・中学校において、学校ごとの教育目標・研究主題を掲げ、子どもの「生きる力」の育成に向けた教育課程の編成に取り組み、その実践において工夫や改善を行っています。また、教育委員会においては、学校における授業づくりの支援や学習環境の整備等を行い、学校教育の振興に努めています。

変化の激しい社会の中で、「生きる力」を育むために、基礎的・基本的な知識・技能とそれらを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などを身に付けさせるための取り組みを推進します。

①「確かな学力」の育成

現状と課題

全国学力・学習状況調査における平均正答率(%)	平成25年度				平成26年度			
	小学校6年		中学校3年		小学校6年		中学校3年	
	全国	県	全国	県	全国	県	全国	県
国語A:主として知識	62.7	60.1	76.4	76.9	72.9	70.1	79.4	80.0
国語B:主として活用	49.4	47.5	67.4	67.4	55.5	55.0	51.0	52.0
算数(数学)A:主として知識	77.2	75.6	63.7	62.1	78.1	77.0	67.4	66.6
算数(数学)B:主として活用	58.4	55.8	41.5	40.0	58.2	57.6	59.8	59.7

文部科学省が実施している全国学力・学習状況調査について、各学校では、自校の結果を分析し、指導方法の改善等を行っています。

また、調査を受けた児童・生徒とその保護者に対して、個々の良いところや課題点、努力点等を説明し、今後の学力向上に向けて家庭との連携を図るように努めています。

平成26年度の同調査結果を詳しく見ると、本市の平均正答率は山梨県とほぼ同等であり、本市の小学校6年生及び中学校3年生は、各教科ともに「知識」を問う問題より、「活用」を問う問題の平均正答率の方が低くなっています。また無回答率も「活用」を問う問題の方が高くなっています。このことから、市内の児童・生徒(小6・中3)は発展的・応用的な問題や記述式解答に苦手傾向があると思われます。(これは大月市内だけでなく、山梨県内も、そして全国的にも同様の傾向を示しています。)自分の考えをまとめ、それを表現する力や習慣が不足していると思われます。

こうした現状を受け、学校現場では校内研修や校内研究会を自主的に開催し、課題克服に向けて取り組んでいます。

具体的取り組みとしては、

- (1) 基礎学力の定着のために、授業前等の時間や家庭学習を活用した反復練習を実施する
- (2) 国語・算数(数学)に共通した文章の読解力をつけるため、読書時間を週時程に位置づけ、読書の習慣化を図る
- (3) 授業の中での取り組みとして、
 - a. 問題解決的な学習を大切に、題材や教材の工夫、自力解決の支援のあり方、学び合いの場の工夫を図った授業を行う
 - b. 考える場や説明させる場の設定に心がける

などを行っています。

今後も、学習指導の充実とともに、魅力的な授業の展開、家庭学習習慣の確立、教員の指導力の向上、学習意欲を高めるための評価方法の工夫などを推進する必要があります。

また、学校現場と教育委員会が共通の認識を持つことが大切であると思われます。

その上で学力の現状把握の方法や学力向上の施策を決定していくことが適切な手

順だと考えられます。このために、保護者、学校、教育委員会の意見交換の場において、議論を通して共通の認識を持つことが必要です。

施策の柱

児童・生徒一人ひとりに知識・技能の定着はもとより、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力などを含む「確かな学力」を育成します。

具体的取り組みとしては、

- ・ 課題解決力を向上させるための、題材や教材の工夫、自力解決の支援のあり方、学び合いの場の工夫などを行います。
- ・ 考える場や説明させる場を授業の中に設定することに心がけます。
授業以外でも、授業前の時間などを活用した反復練習の実施や読書活動の推進、家庭学習の習慣化などに取り組みます。
- ・ 基礎学力の定着と学習意欲の向上を図るため、夏季休業期間等を利用した補習的な学習支援に取り組みます。

②きまりよい学習習慣の確立

現状と課題

家庭の教育力は、学校での学習を支え、向上させる大きな要因です。規則正しい食事や十分な睡眠時間、学習環境の向上や家庭学習時間の確保など、きまり良い生活習慣は学力の向上に欠くことが出来ません。保護者の教育に対する積極的な姿勢が求められます。

全国学力・学習状況調査において、「家で宿題をしていますか」の問に対し、「まったくしていない」「あまりしていない」と答えた本市の中学校3年生の割合は平成21年度調査では26.5%(全国平均16.9%)、平成26年度調査では11.4%(全国平均11.7%)となっています。また、「普段どのくらい勉強しますか」の問に対し、「まったくしない」「30分未満」と答えた中学校3年生の割合は、平成21年度調査では31.0%(全国18.0%)、平成26年度調査では19.7%(全国14.7%)となっていて、平成21年度調査と比較して改善されたのではないかと考えています。確かな学力を育成するためには、家庭学習の習慣化が課題となっています。

(問)家で宿題をしていますか (H26 全国学力・学習状況調査)	小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市
している	86.0	86.8	63.7	55.4
どちらかといえばしている	10.5	9.8	24.5	32.6
あまりしていない	2.8	3.4	8.7	8.3
まったくしていない	0.6	0.0	3.0	3.1

【家庭で費やされる時間】

(H26 全国学力・学習状況調査)	(問)何時間テレビを見ますか				(問)何時間テレビゲームをしますか			
	小学校6年		中学校3年		小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国	市
4時間以上	19.8	22.4	15.7	11.9	8.9	6.3	11.0	10.9
3時間以上、4時間未満	18.2	21.3	15.8	22.3	8.1	12.1	9.3	11.9
2時間以上、3時間未満	23.3	24.1	25.0	30.6	13.3	16.7	15.1	14.0
1時間以上、2時間未満	24.5	22.4	27.3	22.3	24.4	27.6	21.0	23.8
1時間未満	12.6	9.2	14.5	11.9	31.8	25.3	26.7	28.0
まったく見ない	1.5	0.0	1.7	1.0	13.4	12.1	16.8	11.4

平成26年度全国学力・学習状況調査において「テレビをみますか」の問に、「2時間以上見る」と答えた本市の小学校6年生は67.8%、中学校3年生は64.8%となっています。テレビゲーム、インターネット、携帯電話(メール)等の問についても、全国平均より多くの時間が費やされています。これらの時間を読書や学習にあてるよう生活習慣を改め、家庭の教育力を高める必要があります。

施策の柱

家庭の教育力を高め、児童・生徒が「確かな学力」を身につけていくよう、規則正しい生活習慣の確立や家庭学習の定着化を図ります。

学校と保護者が家庭の教育力を高めることの重要性を認識し、PTA活動の研修会や学年部会、家庭教育学級などを通して保護者の啓発に努めます。

- ・ 規則正しい生活習慣の確立
- ・ 家庭学習の習慣化
- ・ 学習環境の向上

③基礎・基本の定着と活用する力を身に付ける授業

現状と課題

授業の理解度について児童・生徒に調査した結果、本市では中学校において、全国平均を下回っています。「わかる授業」を推し進め、学習意欲の向上につなげることが課題となっています。

(問) 算数(数学)の授業が、よくわかりますか

(H26 全国学力・学習状況調査)	小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市
よくわかる	44.7	44.8	33.0	25.9
どちらかといえば、わかる	34.9	42.5	38.5	39.9
どちらかといえば、わからない	14.9	10.3	19.8	25.4
わからない	5.3	2.3	8.3	8.8

施策の柱

「確かな学力」を培うためには、知識や技能の確実な定着はもちろん、それを活用して課題を解決していくための思考力、判断力、表現力の育成や学習意欲の向上も重要です。そのために学校では、子どもたちが主体的に学習に取り組めるように、様々な指導方法や学習方法の工夫・改善を進めます。

- ・ わかる授業、驚きや発見、感動のある授業づくり
- ・ 学び合いを大切にした授業づくり
- ・ 読み・書き・計算の反復学習
- ・ 自ら課題を設定し、その課題の解決を図る学習活動の展開
- ・ 学んだことを活用する力の育成
- ・ 総合的・横断的な学習の充実
- ・ 体験的学習活動やものづくり教育の展開
- ・ 論理的な思考力や理数的な表現力の育成

④豊かな言語環境づくり

現状と課題

児童・生徒一人ひとりの言語能力は、豊かな感性や情緒を育むだけではなく、国語以外の科目においても、問題や資料などの読解力は、それぞれの科目の学力の向上の大きな要因となります。平成21年度全国学力・学習状況において、学校の授業などで、自分の考え方を他の人に説明したり、文章に書いたりする言語活動については、本市の小学校6年生・中学校3年生ともに全国平均を下回っていましたが、平成26年度においては、全国平均程度になっています。読解力の向上や感受性、表現力を豊かに育成することが必要との認識から、今後も言語環境を充実させていく必要があります。

(H26 全国学力・学習状況調査) (問)原稿用紙2～3枚の感想文 (問)授業で自分の考えを説明し
や説明文を書くのが難しい たり、文章に書くのが難しい

	小学校6年		中学校3年		小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市
難しい	36.1	34.5	39.9	31.6	24.4	24.1	33.3	29.0
どちらかといえば難しい	27.3	35.6	26.9	33.7	33.2	40.8	33.9	32.6
どちらかといえば難しくない	21.8	14.9	19.6	19.7	26.3	24.1	22.1	26.4
難しくない	14.6	14.9	13.4	15.0	16.0	10.9	10.6	11.9

施策の柱

豊かな言語環境は、子どもたちの感性や情緒を育みます。各学校においては、定期的に読書時間を確保し、読書の習慣化を図ります。また、授業においても、国語科の学習だけではなく、すべての教育活動において言語環境を充実させていきます。

- ・ コミュニケーション能力を身に付ける学習
- ・ 言語環境づくり(暗唱、音読、漢字書き取りなど)への取り組み
- ・ 読書活動の充実
- ・ 時と場、目的に応じた言葉づかいの習得

⑤一人ひとりの子どもに応じた教育の展開

現状と課題

本市では、一人ひとりの能力を伸ばすため、市費負担の教職員を別表のとおり確保して、授業等を支援しています。近年は、特別支援学級へ就学する程ではないが、普通学級においては、支援を要する児童・生徒が増えています。今後は児童・生徒数の減少に伴う学校の適正化や教育の多様化に対応するため、個に応じた指導体制の支援が課題となっています。

また、現在の制度において、県費負担教員の配置数は学級数によって決まることとなっているため、平成20年度から実施してきました本市小・中学校の適正配置に伴って、県では本市への教員配置総数が減少しています。

【本市費負担の教職員数】

区 分	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度
サポートティーチャー	5	4	2	1
複式解消講師	0	1	1	2
特別支援講師・支援員	4	3	3	4
学習支援講師・学級支援員	6	6	8	10
合計	15	14	14	17

施策の柱

子どもたち一人ひとりに「確かな学力」を習得させるためには、一斉学習や学び合い学習に加え、少人数指導やチーム・ティーチングなど指導形態の工夫と、補充学習や発展学習など、子どもたちの学習実態に合った学習方法や指導方法を積極的に取り入れます。

教員の配置数は、児童・生徒の統合に対する不安解消や学力向上にも繋がることから、統合加配の充足はもとより、現行の学級数に基づく県教員の基準配置数だけではなく、本市の実情に合わせた配置数を県に対し強く要望します。

- ・ 少人数指導やチーム・ティーチング指導によるきめ細やかな学習を展開します。
- ・ 一人ひとりの資質や能力を伸ばし、個に応じたきめ細やかな学習指導を確立するために31人以上の学級にサポートティーチャーを配置します。

※チーム・ティーチング:複数の教職員が連携・協力して、児童・生徒の能力に応じて教育指導を個別化し、質の高い授業を行うこと。近年では、国の政策として推進されている。

- ・ 本市の実情に応じた県教員の配置について、県に十分な説明を行い、必要な教員数の確保を要望します。

(2)豊かな心、たくましい心の育成

①道徳教育・文化活動の推進

現状と課題

山梨県においては、道徳教育用郷土資料集の発刊、道徳授業の公開、体験活動の推進、「しなやかな心の育成プロジェクト」などの取り組みを進めており、本市における平成26年度全国学力・学習状況調査では「人の気持ちのわかる人間になりたい」、「人の役に立つ人間になりたい」の間に対し、「なりたい」「どちらかといえばなりたい」と回答した小中学生の割合は、全国平均と同等又は上回る結果となっています。「なりたくない」との回答を減らすため、道徳教育・文化活動の充実を図り、教育活動全般を通じた取り組みや家庭・地域との連携に努めるとともに、スクールカウンセラーの配置など、教育相談体制の充実を図り、生涯にわたっての豊かな心の育成が必要です。

(H26 全国学力・学習状況調査)	(問)人の気持ちのわかる人間 になりたい				(問)人の役に立つ人間にな りたい			
	小学校6年		中学校3年		小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市	全国	本市	全国	本市
なりたい	74.1	81.0	77.8	76.2	72.0	77.0	72.8	75.1
どちらかといえばなりたい	20.3	17.8	17.5	18.1	22.0	18.4	21.2	17.6
どちらかといえばなりたくない	4.0	1.1	3.0	3.6	4.0	2.9	3.9	4.1
なりたくない	1.6	0.0	1.6	2.1	1.8	1.1	1.9	3.1

各学校における道徳教育は道徳の時間を中心にすべての教育活動で、文化活動は総合学習やクラブ活動の時間において実施しています。道徳教育は“人を思いやる心”や“たくましい心”を育てるための大切な課程であります。本市ではこれまでに道徳教育の研究指定校として実践研究に取り組み、その成果を小・中学校の道徳教育に活かした教育活動が行われています。また、文化活動については演劇鑑賞会や音楽発表会などのほかクラブ活動を中心に行われています。

今後の道徳教育や文化活動には、地域の人材を活用した外部指導者の支援がより有効的と思われるので、指導者の人材発掘や確保のための支援体制をいかに構築していくかが課題となります。

施策の柱

「いのち」を大切にすることを基盤にした教育の推進に努めるとともに、豊かな心を育む道徳教育の充実を図ります。また、豊かな感性や情操を育むために、体験活動を重視するとともに、文化、芸術に触れる機会を多くつくります。

- ・ 豊かな心を育む道徳教育の充実
- ・ 人権教育の充実
- ・ 郷土の歴史や文化に触れる機会の充実
(社会科副読本「わたしたちの大月市」の活用)
- ・ 音楽発表会や芸術鑑賞会の実施
- ・ 郷土を愛する心の育成
- ・ 地域人材の活用

②読書活動の推進

現状と課題

本市の児童・生徒の読書時間は、小・中学校の授業前の読書への取り組み等により、全国平均を上回っています。今後は生涯にわたっての読書の習慣化が課題となっています。

(間) 普段(月～金曜日)の1日あたりの読書時間

(H26 全国学力・学習状況調査)	小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市
30分以上	38.2	40.7	31.4	36.3
30分未満	61.7	59.2	68.5	63.7

施策の柱

読書は、豊かな感性・情緒を育むために大きな役割を果たします。「本が大好き」と言える子どもを育てるために学校図書館の充実を図り、図書館司書の雇用助成を行い、日常的な読書の習慣化を図るとともに、朝読書を推進します。

- ・ 図書館司書配置の充実と読書環境の整備

- ・ 子どもが読書に親しむ機会の提供
- ・ 家庭・民間団体・ボランティアとの連携による読書活動の推進
- ・ 市立図書館と学校図書館との連携事業の推進

③ふるさと教育の推進

a. 自然とのふれあい活動の推進

現状と課題

本市は、子どもたちの身近に川や山があり、自然に恵まれた環境にあります。また、学校の周辺に田畑があり、農業体験活動をする環境にも恵まれています。小学校ではすべての学校で「学校農園」を持っており、農園では、地域住民の協力を得て野菜や米づくりなどを行っています。

施策の柱

豊かな自然環境の中での、自然体験や勤労体験を位置づけた教育課程の編成を指導し、実践を支援します。

- ・ 様々な体験活動を位置づけた教育課程の編成
- ・ 自然とのふれあい活動や勤労体験を通して感性豊かな「たくましい児童・生徒」の育成
- ・ 地域の協力体制の確立
- ・ 各種事業の展開に際して、地域のことを知り、地域の魅力を発見し、地域のことが好きになり、郷土を大切にす大人を増やすための「ふるさと教育」の実践の場となるよう工夫します。

b. 郷土の歴史や文化を大切にする教育

現状と課題

各学校では、地域探検・調査隊活動、地域行事への参加、昔のくらしの講演など、地域理解の教育を実施しています。

平成26年度全国学力・学習状況調査における「地域や社会で起こっている問題や出来事に関心がありますか」、「地域の行事に参加していますか」の問に、本市の小学校6年生・中学校3年生の半数以上が、関心がある、参加していると答え、全国平均を大きく上回り、関心の高さや積極的な参加の姿勢がみられます。

(問) 地域や社会で起こっている問題や出来事
に関心がありますか

H26 全国学力・ 学習状況調査	小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市
関心がある	62.9	64.3	55.6	61.1
関心がない	37.1	35.6	44.2	38.8

(問) 地域の行事に参加していますか

H26 全国学力・ 学習状況調査	小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市
参加している	68.0	81.0	43.5	65.3
参加しない	31.9	19.0	56.4	34.7

施策の柱

自分たちが暮らす郷土の自然や伝統、文化を知ることは、先人がこれまで築いてきた努力や郷土への思いを気づかせてくれます。歴史や文化に出会い、実物にふれることを通して、自己と対話しながら郷土を大切に作る心を育てます。

- ・ 地域の歴史、伝統文化にふれる学習機会を設定します。
- ・ 地域の人たちとの交流を活発にし、地域行事への参加や昔話や地域の歴史、昔の遊び等を聞いたり、体験する学習を推進します。
- ・ 必要に応じて他の地域と比較することで自分の地域を理解する学習を推進します。

c. ボランティア活動の推進

現状と課題

ボランティア活動については、アルミ缶リサイクルやエコキャップの回収、地域での清掃活動などを行っています。平成19年度に猿橋中学校生徒会が「名勝猿橋」周辺の長年に亘る清掃活動が評価され、国土交通大臣表彰を、平成21年度に宮谷小学校の地域美化活動が評価され、環境大臣表彰を受けています。また、大月市社会福祉協議会より大月市ボランティア活動普及協力校事業として平成26年度に9校が事業を実施しました。今後も、地域と連携した息の長い活動が必要です。

施策の柱

子どもたちがボランティア活動を通して、地域の人たちと係わり合いを持つことで、社会のしくみや課題に目を向けるとともに、人と人との助け合いの大切さを学ぶ機会となります。これらの体験を通して広い視野と、心豊かな感性を持った児童・生徒の育成に努めます。

- ・ 道徳の授業や児童・生徒会活動の時間を利用して、ボランティア活動に取り組みます。
- ・ 地域社会と連携し、地域に密着した、息の長いボランティア活動に取り組みます。

(3) 健やかな身体の育成

全国的に子どもたちの体力低下が問題視されていますが、本市では、各学校ともこの問題に対して、子どもたちの体力向上を図るための様々な取り組みを行っています。体力の向上と健康保持増進は、生きていく上での活力となるものであり、学校教育の中でしっかりと取り組んでいく必要があります。また、子どもの食生活のみだれが問題視される中で、学校における食育の推進が求められています。

①健康の保持増進と体力の向上

a. 学校保健の推進

現状と課題

学校では、一学期の定期健康診断の結果をもとに、市や各学校の健康課題を見つけ、課題の解決に向けての取り組みを行っています。本市では、県平均より肥満の児童・生徒が多く、年齢が上がるに従いその傾向が顕著になっています。また、視力の低下や歯の疾患、アレルギー疾患などの児童・生徒が全国的に増加しています。このような状況を受け、各学校の保健課題の解決に取り組み、給食集会・保健だより・個別の保健指導などにより、生活習慣の改善や保護者への啓発などに努めています。また、学校内の環境整備では、プールの水質管理やハウスダスト、照明の照度管理などを行っています。

施策の柱

子どもの健やかな成長のために、基本的な生活習慣の定着や、規則正しい生活リズムの確立は不可欠です。したがって、自分の健康は、自分でつくりあげようとする意欲の向上を目指して、家庭・地域と連携しながら健康教育に取り組みます。また、インフルエンザ等感染症発生に備え、日頃から医療機関と学校保健や幼稚園・保育園(所)との連携を密にするとともに、発生時には、感染を最小限に抑える方策を講じていきます。

- ・ 幼稚園・保育園(所)と小・中学校の連携を強化し、保健に関する情報を共有することにより、入学、進学時の準備段階において効果的指導ができる体制づくりに取り組みます。
- ・ 計画的、日常的な保健教育・保健指導を展開し、各学校の保健課題の解決に取り組みます。
- ・ 健康で丈夫な体づくりの実践を行います。
- ・ 感染症予防への対応に取り組みます。
- ・ 子どもの健康管理については、家庭の役割が重要です。PTAの集まりや試食会、個人指導、保健だよりなどあらゆる機会を通して、家庭における保健活動の向上に向け指導啓発に努めます。

b. 体力向上への取り組み

現状と課題

本市の小中学生の体力の現状は、平成21年度における体力テストの結果では、全国平均よりも低い状況でしたが、平成26年度調査の結果では、総合得点で全国平均を上回っています。小学校男子においては、握力・反復横とび・20mシャトルランが全国平均を下回り、上体起こし・長座体前屈・立ち幅とび・50m走・ソフトボール投げが全国平均を上回っています。小学校女子においては、立ち幅とび・ソフトボール投げ・50m走以外は全国平均を下回り、総合得点においても全国平均を下回っています。中学校男子においては、握力・上体起こし・長座体前屈・立ち幅とびが全国平均を下回っていますが、その他は全国平均を上回っています。中学校女子においては、反復横とび・20mシャトルラン・50m走・ソフトボール投げ以外は全国平均を下回っています。

また、肥満体型の児童・生徒の増加や、運動する子としない子の二極化の傾向も全国的な傾向です。このような状況の中、各学校では、県教育委員会の指導の下、全ての児童・生徒を対象に健康体力づくり一校一実践運動を展開しています。また、市内中学校においては、各運動部活動を通して、体力向上に資する課題に取り組んでいます。しかし、運動部活動の指導者の高齢化や未経験者による指導などによって、充実した指導がなされていない部もあることが課題となっています。

施策の柱

健康は人間のあらゆる活動の源であり、病気から身体を守り健康な生活を営む上でも、意欲や気力などの精神面の充実を図る上でも深く関わっています。児童・生徒の成長・発達を促し、身体能力の基礎を養い、心身ともに健康的な生活を送れるよう、体力の向上を推進します。

- ・ 体力テスト等により児童・生徒の体力の現状を把握し、効果的に体力を向上させるための健康体力づくり一校一実践運動を推進します。
- ・ 学習指導要領における小・中学校の体育・保健体育の授業を通して、生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力の育成、体力の向上を図ります。
- ・ 学校体育及び運動部の活動の充実を図るため、施設設備の整備や外部指導者の効果的な活用を推進します。

②食育・学校給食の推進

現状と課題

朝食を食べない子どもが増えているなど、家庭での食事が健全なかたちで維持できなくなっている状況や軽食の増加などにより、児童・生徒の「食」に係る環境が著しく低下しています。この結果、若年層の血糖値の高数値化と糖尿病予備軍が増

えるなど、子どもたちの食生活の問題が社会的に認識されるようになりました。本市では、このような状況をふまえ、学校給食センターの栄養士と学校現場の養護教諭・給食担当教諭が中心となり食育指導を実施しています。また、毎月発行される「給食だより」の中でも食育に関する記事を多く掲載しています。

学校給食センターでは、フルドライ方式でIH機器による調理を行っています。また、食物アレルギーの原因になる食品を取り除く除去食については、厨房内に除去食を調理するための専用のIH調理器を用意して対応しています。

【基本的な生活習慣について】

(H26 全国学力・学習状況調査)	小学校6年		中学校3年	
	全国	本市	全国	本市
朝食を毎日食べますか	88.1	85.1	83.8	83.4
同じ時刻に寝ていますか	37.4	32.8	29.4	30.6
同じ時刻に起きていますか	58.0	62.1	55.8	62.2

なお、地場産物の使用も平成21年度から、市内農家で組織する「生産者部会」の協力を得て、本格的に取り組んでいます。平成26年度は、じゃがいも・玉ねぎ・白菜など4,615kg、使用野菜の14.2%を地場産物でまかっています。しかし、生産者の高齢化などにより、納入量は横ばいであり、納入組織の拡充が課題となっています。

施策の柱

a. 食に関する指導の充実

学校における食育は、「食は『いのち』を育む基本である」ことを認識し、食に関する正しい知識と「早寝・早起き・朝ご飯」運動などに見られるような、望ましい食習慣の形成に結びつけられる指導を充実させることが必要です。学校給食主任を中心として栄養教諭や学校栄養士等の専門知識を活用しながら、学校全体さらには小・中学校が連携して推進します。

- ・ 食に関する正しい知識と望ましい食習慣の形成
- ・ 栄養教諭や学校栄養士等による指導の充実
- ・ 食育に関する指導体制の整備

b. 学校・家庭・地域の連携

「給食だより」やその他資料の作成、配布、さらに児童・生徒だけでなく保護者、地域の方々の試食会、学習会などを通して食育の重要性を理解してもらい、日常の食事に活かしてもらえるようにします。

- ・ 食育相談の実施
- ・ 食事マナー教育の推進

c. 供給体制の充実

安全・安心な給食を安定的に提供するため、給食供給体制の効率化と充実を図ります。また、給食運営委員会など給食関係者による安全供給の点検、提案など給食運営体制の機能を高めていきます。

d. 地域の食材を活用した学校給食の推進

地域の伝統的な食文化についての関心と理解をもつことができるよう、学校給食でも郷土料理を提供し、地域でとれる食材の活用に努めます。

- ・ 学校給食における郷土料理の提供と食文化の継承
- ・ 地域でとれる食材の利用促進と生産者との供給体制の組織づくり

(4) 今日的課題やニーズに応じた教育の推進

① 国際理解教育の推進

現状と課題

グローバル化の進行に伴い、山梨県の外国人観光客は、2010年の約52万人から2012年は約77万人に増加しており、国際社会に対応する人材の育成が求められています。このような中で、本市では、早くから中国(上海市港北区)をはじめオーストラリアとの間に国際交流を進め、平成6年にはオーストラリアのハービーベイ市(現プレーザー市)との間に姉妹都市の提携を行いました。ハービーベイ市との交流では英会話指導助手(AET)の招聘をはじめ小・中学生のホームステイなど積極的な交流活動を行ってきました。市内小・中学校への英会話指導助手の配置はこの時期から実施してきましたが、平成18年度からは民間の専門機関によるALT(外国語指導助手)派遣事業へ転換し、小学校への外国語教育の導入にそなえALTの継続配置を行っています。

今後は、小学生からの外国語の効果的指導方法や中1ギャップ解消のための小・中学校相互の授業連携など、研究を進めることが必要となります。また、総合的学習の時間や児童会・生徒会活動の時間を利用して、国際平和教育やボランティア活動(災害支援や学用品を送る活動)を行うなど国際理解を深めていくことが必要です。

施策の柱

国際社会の中で活躍し、自らの考えを正確に表現し、主張できる人材を育成することは、貿易立国と国際貢献を国是とする我が国にとって最重要課題となっています。自国だけでなく他国の文化、伝統など広い視野に立って異文化の理解に努めることが必要となり、異なる習慣や文化を持った人々と共生する社会が一層強く求められるものと思われまます。そのために、多様な価値観を受けとめ、尊重する態度を育成するとともに、外国語能力をはじめとする幅広いコミュニケーション能力を身に付けることを支援します。

- ・共に生きる視点に立ったボランティア活動や平和教育の推進
- ・小学校外国語活動の実施に伴い、中核となる教員の育成と指導方法の研究の推進
- ・ALT等、外部人材の積極的な活用
- ・小・中学校間において、英語教育の連携を図りながら、英語によるコミュニケーション能力の育成

②情報教育の推進

現状と課題

パソコンや携帯電話などのデジタル機器の普及や、地域社会へのブロードバンドサービスの拡大など、情報通信技術の発展は人々の生活や企業活動における利便性の向上をもたらしました。これらの変革は、児童・生徒が、携帯電話やメール、インターネットを利用する機会を急速に増加させています。その一方で、個人情報流出やプライバシーの侵害、ネット犯罪や有害情報、メール等によるいじめに代表されるような人権問題等、負の側面も指摘されています。このように、高度情報化社会を生きる子どもたちにとっては、ネット社会に関する正しい認識を持つとともに、「情報活用能力」や情報モラル・マナーを身に付けることが強く求められています。

平成25年度において、本市の中学生の携帯電話の保有率は74.4%、小学生の携帯電話の保有率は17.3%で、主に親との連絡用として使用されています。学校では、情報モラル・マナー教育や学校への携帯電話持ち込みのルールづくり、保護者への啓発文書などの配布を行っています。

本市においては、早くから情報機器の整備を行い、教職員一人1台パソコンを平成14年度、パソコン教室における児童一人1台パソコンは平成16年度に整備し、情報教育の環境整備を行っています。

施策の柱

いつでもどこでも、ほしい情報を簡単に手に入れることができる時代ゆえに、情報社会に参画する際のモラルや技術を身に付けると共に、情報を選択し活用する力を育てるための教育を推進します。

- ・情報モラル・マナーの育成
- ・必要とする情報を選択し、活用する力の育成
- ・情報機器の整備・充実と操作する基本的な知識・技能の習得

③環境教育の推進

現状と課題

環境問題は、身の回りから地球規模までと広範囲に及び、学校教育での学習場面も、教科、道徳、特別活動等多岐にわたっています。各学校では、川の水質(生き物)

調査、学校林の手入れやビオトープの設置、アルミ缶やエコキャップの回収活動などを実施しています。今後は、家庭・地域と連帯し、発達段階に応じた取り組みを行い、理論的な理解を深めるとともに、主体的に行動する実践的な態度や資質・能力を養うことが重要です。

施策の柱

子どもたちの将来にわたる環境の保全への高い意識を醸成し、環境への負荷の少ない持続可能な社会を構築するため、次世代を担う子どもたちに対し、環境に関する学習と実践の機会を提供します。

- ・ 省エネ・少資源・リサイクルなどの日常的、継続的な環境保護活動
- ・ 環境に関する学習の充実
- ・ 自然環境を大切にしている実践的な活動の育成

④安全・防災教育の推進

現状と課題

東日本大震災は、地震・津波だけでなく、原子力発電所の事故を伴う未曾有の大震災となり、生命・財産をはじめ、計り知れない被害をもたらしました。本市では、学校施設の耐震化など、地震への備えを進めていますが、南海トラフ巨大地震や富士山噴火なども懸念されており、改めて防災対策の推進が求められています。

また、自然災害ばかりでなく、人々の安全が脅かされる事件も全国的に多発しており、社会的に弱い立場にある人が被害者となる事件が後を絶ちません。犯罪の起こりにくい社会づくり、子どもたちの人権がしっかりと擁護される社会づくり、だれにとっても安心して過ごせる社会づくりが望まれます。

施策の柱

地震などの自然災害の危険から子どもたちの安全・安心を確保することが必要であり、学校施設は、子どもたちの学習・生活の場であるとともに、災害時においては、地域住民の避難場所としての役割を果たしており、施設の耐震化など防災機能の強化にさらに取り組む必要があります。

また、子どもたちの安全・安心を守るため、通学路の安全確保、学校施設の整備などに取り組む必要があり、子どもたちが生涯にわたり自らの安全を確保することができる基礎的な知識を育成することが必要です。

- ・ 学校施設の耐震化率の向上
- ・ 防災に関する教育の充実
- ・ 実践的な防災訓練、引き渡し訓練の実施
- ・ 通学路の安全確保
- ・ 子どもたちの安心・安全を見守る地域づくりの推進(スクールガードの協力促進)

⑤特別支援教育の充実

現状と課題

各学校の特別支援学級においては、障害の重度・重複化や多様化が進んでいます。また、普通学級においても将来特別支援学級等への編入が望ましいとされる児童・生徒が増加しています。

このことは、保護者が地元学校への就学を強く希望することや、普通学級での就学の希望が強いことが要因となっています。保護者への相談、指導体制を充実させ、適正な就学を支援していく必要があります。

施策の柱

乳幼児期から中学校卒業まで、一貫した相談支援体制を構築し、適正就学の指導の充実に努めます。

・ 支援体制の整備

教育支援室が中心となり、障害のある児童・生徒のニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うための指導体制を構築し、また研修への参加を促し、教員の意識改革を進めます。また、校内委員会を組織し、「個別の指導計画」「個別の教育支援計画」を作成することで、各学校が一貫した支援体制の整備を進めます。

・ 人的体制の充実

各学校においては、特別な支援が必要な児童・生徒の人数や障害の程度に応じて、支援員等を配置します。

- ・ 福祉教育の推進にあたっては、学校教育活動全般を通じた系統的取り組みにより知識や理解を深めるとともに、「やまびこ支援学校」との交流などを通して実践活動を推進します。

⑥児童・生徒指導の充実

現状と課題

近年、いじめをはじめとする児童・生徒の問題行動や不登校等の学校不適応など、生徒指導上の諸問題が複雑化・多様化・深刻化してきており、これらの問題の未然防止はもとより、早期発見・早期対応に向けての取り組みを充実、強化するとともに、教職員の指導力や学校の対応力の一層の向上が喫緊の課題となっています。また、学校のみならず、家庭・地域社会・関係機関との緊密な連携の下で子どもたちを支援していくことが大切です。現在、本市では、相談機関や警察など関係機関との連携を図るとともに、個々の事例については、必要に応じて教育支援室と連携しつつ、学校全体で取り組んでいます。また、部活動は、チームプレイや規律ある行動、自主性の醸成など児童・生徒指導には有効な活動です。

施策の柱

a. 児童・生徒指導の充実

- ・ 児童・生徒指導に関する教員研修の充実を図ります。
- ・ 青少年育成大月市民会議や警察によるスクールサポーターとの連携により、青少年の健全育成に努めます。
- ・ 児童・生徒・保護者との信頼関係を築き、諸問題の早期発見や的確な指導を行います。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育支援室などを活用するとともに、必要に応じて相互に連携を図ることにより教育相談活動の充実を図ります。
- ・ 学校における指導・相談体制を組織的に整備し、全教職員の共通理解を図り、適切な児童・生徒の理解に努めます。

b. 部活動の推進

- ・ 部活動の充実及び環境整備の支援を図ります。
- ・ 地域の指導者の積極的な活用を図りながら、学校体育及び中学校の部活動を充実します。

⑦支援・相談体制の充実

a. 相談体制の充実と障害のある児童・生徒の就学支援

現状と課題

様々な要因を理由にした長期欠席者の内、医学の進歩や経済の発展により、病気や経済的理由を起因とする欠席者は減っていますが、不登校の率は増加傾向にあります。不登校児童・生徒への相談活動及び適応指導を通して、心の居場所を保障しながら不登校児童・生徒の自立(再登校)を図る必要があります。

また、いじめの早期発見・早期対応の徹底を図ることも大切であり、障害を持った児童・生徒の就学については、特別支援教育に対する理解が重要で、早い段階での対応が必要です。

【年間30日以上欠席者】

年 度	小学校		中学校	
平成24年度	12	1.03%	23	3.23%
平成25年度	6	0.54%	27	4.07%
平成26年度	7	0.68%	24	3.85%

施策の柱

- ・ 中学校へのスクールカウンセラー配置の継続と充実を図り、小学校も含め早期からの心のケアに努めます。

- ・ 子どもや保護者の教育問題に対応するため、教育支援室の充実を図り、電話等による相談や来所での相談にも対応できる体制を整備、充実していきます。また、当該校と密接に協力し関係諸機関との連携に努めます。
- ・ 障害のある児童・生徒の就学については、乳幼児健診を担当している保健介護課や幼稚園・保育園(所)とも連携し、早期の対応に努めます。

b. 日本語指導が必要な児童・生徒等の支援

現状と課題

近年、外国籍児童・生徒や日本語指導の必要な児童・生徒が増加しています。現在、県教育委員会の日本語指導員は富士東部地区に2名配置されていますが、十分な指導が出来ていない状況です。市でも市負担の指導員を配置していましたが、言語によっては指導員の確保がむずかしい状況にあり、支援体制の充実が必要です。

施策の柱

- ・ 県教育委員会の日本語指導員の増員を求めるとともに、県と連携し、外国籍児童・生徒等の支援体制の充実を図ります。

c. 就学支援等の充実

現状と課題

長引く経済状況の低迷により、就園、就学児童・生徒を持つ親の経済的負担が大きくなっています。今後も子どもたちが成長する過程において、等しく勉学に励むことができる環境づくりを進めていくことが求められています。

施策の柱

本市では、私立幼稚園に通う家庭の負担軽減のため、就園費の一部を所得に応じて補助するとともに、小・中学校への就学が困難な家庭に対して、学用品費や学校給食費などの一部を援助しています。今後も、家庭の経済状況を的確に把握し、さらなる支援の充実を図ります。

- ・ 幼稚園就園奨励費補助事業の実施
- ・ 要保護及び準要保護児童・生徒就学援助事業の実施
- ・ 個々の児童・生徒、家庭の状況に応じた支援の実施

⑧ 幼保小連携及び小中連携の推進

現状と課題

小1プロブレム、中1ギャップなど上位学校に進むことにより、起こる問題が全国的に

話題となっています。本市では、幼稚園・保育園(所)から小学校へ、小学校から中学校への移行をスムーズ³に行うための異校種による教員の交流は従前より行われています。また、卒園、卒業、進学を目前に控えた子どもの情報交換、中学校区ごとの全教員による課題別研究会や臨地研修、また、管理職による連絡会なども開催しています。北都留地区教育研究会(北教研)幼年教育部会や問題別分科会では、小学校教員が幼稚園の授業を参観したり、教員同士の学習会を行っています。小・中学校間では、双方の校内授業研究会を互いに参観し合ったり、小学校における外国語授業の導入に併せて、中学校教諭による出前授業も行われています。小1、中1問題に対応するためばかりでなく、より効果的な教育環境をつくるためにも、今後、ますますこのような取り組みが重要になってきます。

施策の柱

- ・ 幼稚園・保育園(所)と小学校、小学校と中学校相互の連携教育や交流活動を推進します。
- ・ 幼稚園・保育園(所)と小学校で、子ども一人ひとりの心身の健康と発達に関する情報共有を支援することにより、子どもの健やかな成長を支えます。
- ・ 幼稚園・保育園(所)保護者へのきめ細やかな情報発信を行うことにより、小1プロブレムの解消に努めます。

(5) キャリア教育の推進

現状と課題

幼児期から、発達段階に応じて継続的かつ組織的・系統的な「キャリア教育」に取り組むことは、子どもたちが将来に対して夢や希望を抱き、学ぶことや働くことの意義を理解し、意欲を高め、社会人・職業人として自己を生かしていく基礎となる能力や態度を身に付け、社会で自立して生きていくための「生きる力」を育むことにつながります。したがって、学校教育の基礎として、体系的なキャリア教育を推進していくことが必要です。

小学校では、総合学習の時間や社会科、道徳、生活科などの時間を使って、職場見学や職場で働く消防署員や警察官等を講師にお願いし、仕事の話をしていただいています。また、大人の手を借りず児童だけで農作業を行ったり、収穫祭や「もちつき」をすることにより、自立して生きていくための「生きる力」を育むことにも心がけています。小学生の年齢だと現実的な職業人の姿を思い描けない状況にあることから、仕事が支える社会の仕組みの理解や「生きる力」を醸成する学習をどのように作っていくのかを今後検討していく必要があります。

中学校においては、総合的学習の時間を使って、1年生で職業適性検査やハローワーク職員の講話などの学習を行い、2年生で職場体験学習を行っています。また、全学年を通して進路学習を実施しています。

*キャリア: 個々人が職業生活や家庭生活等、社会の中で経験する様々な立場や役割を通じて得る経

験・技能等の積み重ねのこと。

*キャリア教育：児童・生徒一人ひとりにふさわしいキャリアが形成されることを目指し、児童・生徒が自己を見つめ、社会の中での役割を考える中で自分らしい生き方を探すことを支援するとともに、その実現に必要な意欲・態度・能力を育てる教育。

施策の柱

- ・ 就学前、小学校から中学校までを見通して「人間関係形成能力」「情報活用能力」「将来設計能力」「意思決定能力」の4つの観点に立った、それぞれの発達段階に応じた具体的なプログラムを開発するとともに、小中連携での実践研究に努めます。
- ・ 児童・生徒が、自分にとってふさわしい進路を主体的に選択し、社会人・職業人として自己実現を図るために必要な知識、技能、態度、価値観等を組織的、計画的に習得し、望ましい勤労観、職業観を身に付けるよう小・中学校を通じた系統的な指導を推進します。
- ・ 小学校での職場見学、中学校での職場体験について、発達段階に応じた目標や取り組みになるように、関係機関の協力を得て実施します。

(6) 教職員の資質・能力の向上の取り組み

現状と課題

教職員の資質・能力向上の取り組みについては、現在、県教育委員会や総合教育センターで実施している初任者研修(拠点校方式)、10年経験者研修、英語教員の資質向上研修、民間企業等派遣研修などに参加するとともに、北都留教育研究会、市内現職研究協議会などの自主研究活動やそれぞれの学校における校内研究会などで取り組んでいます。なお、市内現職研究協議会へは、補助金を交付していません。今後、市教育委員会を中心となり、市独自の研究指定校やグループ研究の奨励など組織的な取り組みが必要と思われます。また、市において指導主事を設置することも検討課題です。

施策の柱

教職員は、子どもたちの学力の向上や心身の発達にかかわり、その人格形成に大きな影響を与える存在であり、県教育委員会や総合教育センターとの連携を図りながら、その資質・能力を向上させていきます。また、一人ひとりの子どもたちに教職員が向き合える環境を整備していきます。

一方、教育環境の変化の中で、新たな指導への取り組みや様々な要望が増え、教職員自身が悩んだり、問題対応に追われるケースが増えており、その相談支援体制の充実を図ります。

① 教職員の資質・能力

- ・ 教職員の資質や能力、実践的指導力を高めるため、県教育委員会や総合教育センターで行われる各種研修会に参加します。
- ・ 教職員の自主的研究活動に対して支援していきます。

②子どもに向き合う環境づくり

- ・ 市費負担のサポートティーチャーや特別支援学級講師、支援員などを配置し、子どもに向き合う環境づくりを進めます。
- ・ スクールカウンセラーや部活動への指導協力者など積極的に外部人材の活用を図ります。

③教育支援室では、市費負担教員の授業参観や面談を通して、悩みや課題の解消を図ります。

2. 地域全体で取り組む教育力の向上

生涯を通じた「学び」や成長を育む場は、学校や家庭、地域の中にあります。

社会の変化等も踏まえた新たな連携・協力の仕組みを構築するとともに、学校・家庭・地域はそれぞれに求められる役割を十分に果たすことが必要です。

このため、地域の方々の参画を得て、放課後・休日等において子どもたちが地域の中で、安全に安心して様々な体験・交流活動や学習活動を行う場づくりを推進するとともに、多様化・深刻化する教育課題に適切に対応するため、地域全体で支援する体制づくりを進めます。

(1)家庭・地域と一体となった学校の活性化

現状と課題

核家族化や少子高齢化の進行など、様々な社会変化によって、地域の人間関係や連帯感が希薄化し、家庭や地域の教育力の低下が指摘されています。子どもたちが健やかに成長できる社会の実現のため、学校だけでなく、家庭や地域社会と一体となった取り組みが重要となっています。現在、本市の小・中学校では、定期的に学校便りが発行され、地域への情報提供を行うなど地域に開かれた学校づくりを目指しています。

平成26年度全国学力・学習状況調査において「今住んでいる地域の行事に参加していますか」の問に対して、本市の小学生6年生では81.0%、中学校3年生では65.3%が参加していると答え、全国平均を大きく上回っています。地域活動に参加することにより、地域の方々から多くのことを学ぶことができ、こうした機会を継続していくことが大切であると考えます。

また、学校教育法施行規則で定められている学校評議員や学校応援団により学校と地域との教育への取り組みが進められています。今後は、さらに地域との一体的取

り組みを推進するためには、学校支援体制の構築が必要です。

施策の柱

家庭・地域との連携は、学校開放日の設定や学校施設の開放だけではありません。形式にとらわれず、学校評議員、保護者、地域の方々から幅広く声を聞き、学校運営に反映していく必要があります。また、学校経営方針や学校評価などを、様々な機会を通して地域・家庭に情報発信し、共通理解を図りながら子どもたちを育てていくことが重要です。

地域の子どもをみんなで育てていくという意識を大切にして、子どもたちが地域の人たちと交流する機会を設定したり、学校の事業や部活動、子どもたちの安全のために地域の人材を活用します。また、子どもたちのより良い生活基盤づくりのために、連携を強化して取り組みます。

- ・ 学校評価及び学校関係者評価の実施と学校経営への反映
- ・ 学校経営方針の公表と保護者・地域への情報発信
- ・ 地域人材の活用(学校応援団等)
- ・ 児童・生徒が地域とかかわり合いをもてる活動の工夫
- ・ 保護者との共通理解と基本的な生活習慣、家庭学習の習慣化
- ・ 学校・保護者・地域住民が目標を共有した学校づくりを推進するため、コミュニティスクール(学校運営協議会)設置についての検討

(2)家庭の教育力の向上

現状と課題

核家族化や地縁関係の希薄化などにより、子育てに係る知識及び経験の継承が途絶えがちとなり、子育ての在り方や子どもとの接し方に不安を感じる保護者が増えています。家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の原点である家庭の教育力を高めるための支援を進める必要があります。

現在、各種講座、講演が行われていますが、家庭教育に関心の薄い保護者や、独自の教育理念が強い保護者は、比較的これらの事業に足を運ばない傾向があり、啓発の在り方に工夫が求められています。

また、近年の保護者の傾向として、基本的な生活習慣の習得を学校に期待するなど、家庭教育に係る理解が不十分な家庭が増えている状況があります。幼児期や妊娠期を含め、親が親としての自覚を深め成長する学習機会の充実が求められています。

施策の柱

子どもたちが家族とのふれあいを通じて、基本的な生活習慣や倫理観を身に付けるとともに親と子の強い絆が育まれるよう、家庭の教育力の向上に向けた支援の充実を図ります。

家庭の教育力を高めていくため、PTA・各公民館などの協力を得て講演会・各種学級を開催。

- ・ 家庭教育学級等の充実、強化

(3) 青少年の健全育成の推進

現状と課題

青少年を取り巻く環境は大きく変化し、地域における連帯意識が低下し青少年を見守るという状況が失われつつあること、また、全国的には情報化の氾濫により感情や行動に悪影響を与えるなどの問題が発生していることから、公民館活動等各種団体との連携の中で、地域文化の継承や地域活動に努めると共に、たくましく心豊かな青少年を育成することが重要です。

青少年育成大月市民会議では環境浄化活動など諸活動を実施していますが、今後、更に活動の充実を図っていく必要があります。

施策の柱

青少年が健やかに成長するために、社会性を高める地域活動への支援、継続的な補導活動の実施や有害図書類等の規制など非行行為を助長する有害環境の浄化を進めます。そのためには家庭、学校、地域の連携が不可欠であり、関係団体による連携の強化を図ります。

- ・ 青少年の地域活動と体験活動の推進
- ・ 青少年育成環境の浄化
- ・ 青少年育成関係団体の連携
- ・ 子ども見守りウォーキングの促進

(4) 放課後・休日における子ども活動の充実

学校での自然体験活動やボランティア活動、スポーツ、体力づくりなどは、授業時数などの条件があり、内容によっては導入部分しか行えない状況にあります。これらの活動を継続し発展させていくには、地域での活動の場づくりやそれを支える地域の支援が必要です。

現状と課題

現在、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取り組みを実施していますが、地域の自然に親しむ活動など、より幅広い活動や活動内容の充実が求められています。そのための人材確保、情報の共有など活動の体制整備が必要です。

また、青少年育成推進員については、地域の育成会活動や青少年育成大月市民会議との連携の強化が必要です。

施策の柱

放課後の子どもの安全で健やかな居場所づくりを進めるため地域の各種団体などの協力を得ながら体験・交流活動を進めます。

- ・ 青少年育成関係団体の連携を図ります。
- ・ 活動に必要な人材バンクなどを支援する体制づくりに努めます。
- ・ 文化芸術・スポーツ活動、ふるさとの自然を守り親しむ活動、地域の伝統文化の継承活動など幅広い活動を行う「放課後子どもクラブ」などをはじめとするサークルの新規加入や活動の活性化を目指します。

3. 幼児期における教育の充実

幼児期における教育は、生涯にわたる学習活動を継続していく基礎となるものであり、幼稚園・保育園(所)と家庭が連携して道徳性を育むとともに、基本的生活習慣を身に付けさせるための取り組みを進めます。

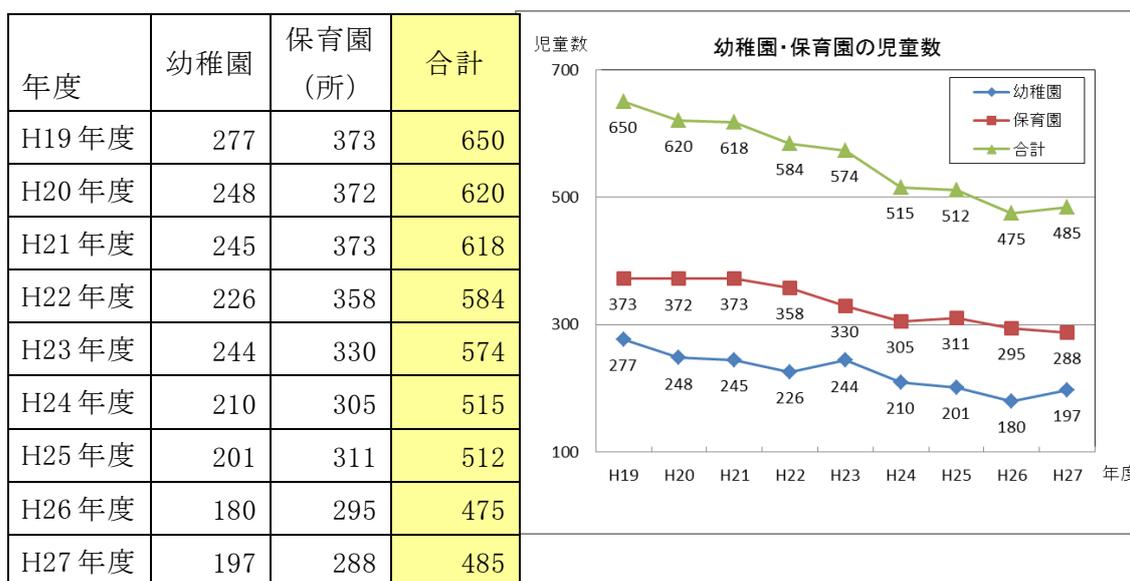
現状と課題

幼稚園・保育園(所)児童数の推移を見ると、幼稚園・保育園(所)共に著しい減少が見られ、閉園した保育園(所)、休園している幼稚園・保育園(所)もあります。

本市の幼稚園・保育園(所)は小規模化しており、このような環境下では園児が友だちや職員とふれ合うなどの人間関係や活動の広がりには限りがあり、園児の体験も少なくなりがちです。また、経営面においても効率的でない状況となっています。

また、幼稚園・保育園(所)から小学校へ円滑に移行できない小1プロブレムが課題となっています。

【幼稚園・保育園(所)児童数の推移】



※ 幼稚園3園(平成25年度までは4園)、保育園(所)5園(平成25年度までは6園)

施策の柱

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性にかんがみ、幼稚園と保育園(所)との連携の強化を図りつつ、その質の向上など幼児教育の充実に向けて取り組みます。また、幼児教育と小学校教育との円滑な接続の実現に向けて、幼稚園・保育園(所)と小学校の連携による幼児教育の推進に努めます。

- ・ 幼稚園・保育園(所)における生活の全体を通じ、人間形成の基礎を培う心情、意欲、態度などを育むために幼児一人ひとりの特性に応じたきめ細かい指導の充実を図ります。
- ・ 子どもたちの発達や学びの連続性を踏まえた幼稚園・保育園(所)と小学校との連携を進め、カリキュラムの検討、子どもたち同士の交流活動の実施等、幼児教育と小学校教育との円滑な接続に向けた取り組みを推進します。
- ・ 保育園(所)保育士・幼稚園教員と小学校教員による相互参観や合同研究会・合同研修会を実施し、相互理解を深めるとともに、指導内容や指導方法の工夫・改善を推進して、教員等の専門性や資質の向上を図ります。

4. 学校教育施設等の整備充実

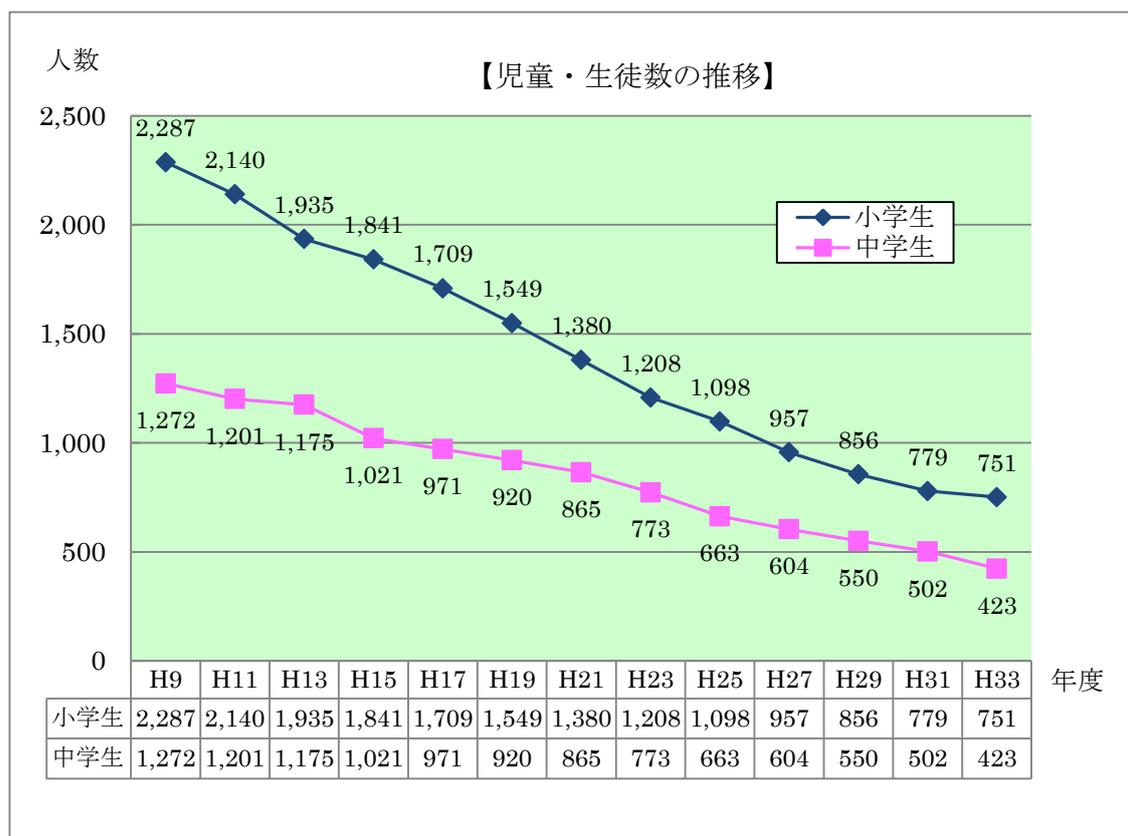
現状と課題

日本の将来を左右しかねない少子高齢化の問題は、本市においても例外ではなく、顕著に児童・生徒数が減少しています。10年前の平成17年度と平成27年度を比較すると1,119人(41.8%)減少しています。また、6年後の平成33年度には387人(24.8%)の減少が見込まれています。

本市では平成18年度に策定した「大月市小・中学校適正配置実施計画」に基づき、平成20年度から小・中学校の適正規模・適正配置に取り組んでおり、平成28年4月に実施計画が完了します。また、適正配置と平行して進めてきました学校施設の耐震化についても、平成27年度末に全ての小・中学校が文部科学省の定める耐震基準(IS値0.7以上)となります。

適正配置実施計画完了の平成28年度以降も、学校施設の改修等を計画的に進めていくことが必要です。

また、市内の全ての児童・生徒に、教育の平等を確保するための適正配置を実施することにより、通学距離(通学時間)の延びる児童・生徒が増加しますが、児童・生徒が安心・安全に登下校することができるように、通学手段を確保することが必要です。



施策の柱

平成18年度に作成した「学校適正配置実施計画」に基づき、平成28年4月の適正配置実施計画完了に向け、小・中学校の適正規模・適正配置に取り組んでいます。また、適正配置と平行して学校施設の耐震化を進めています。

適正配置実施計画完了後は、空調設備やプール改修等について優先順位を検討して、安全で快適な教育環境の整備に努めます。

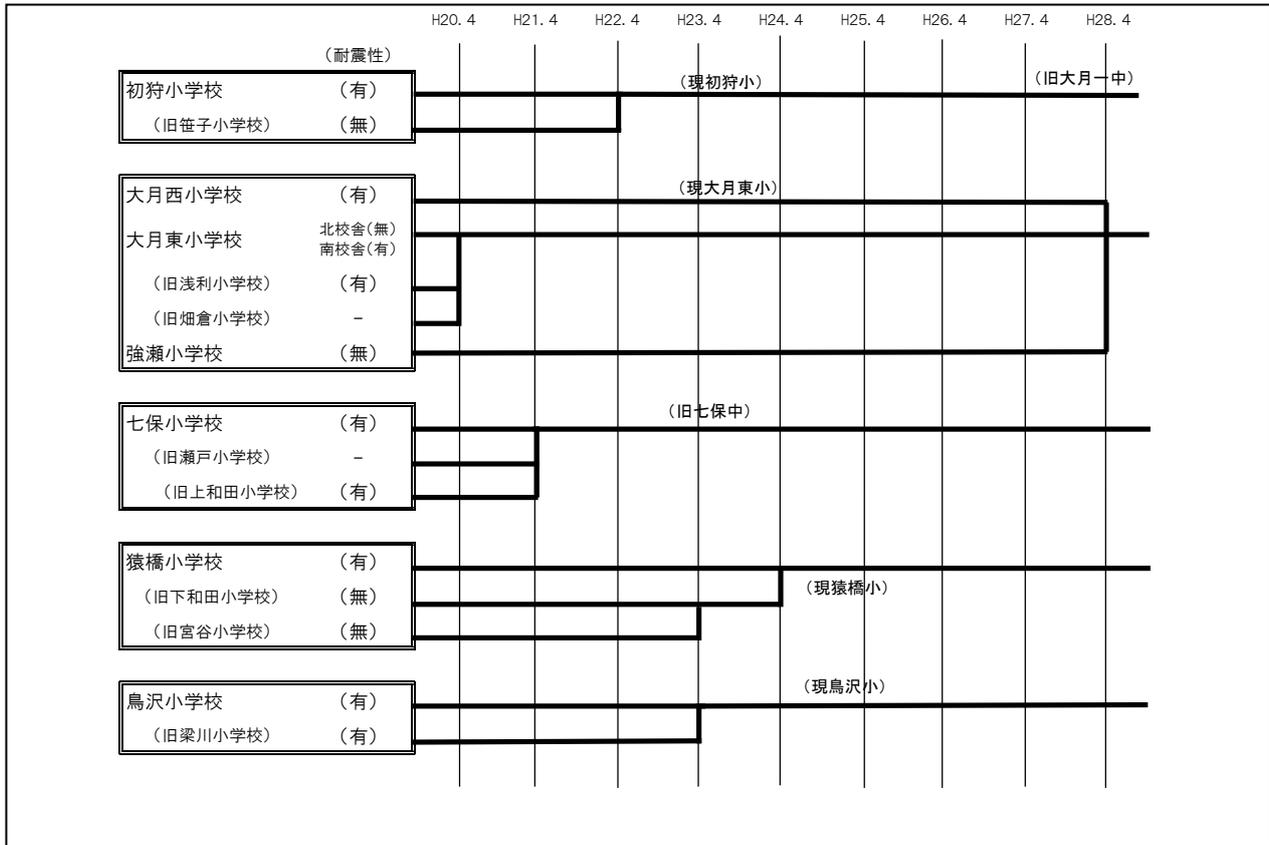
①安全・快適な学校施設への改善

最優先の課題として、平成27年度末までに、文部科学省の耐震基準であるIS値が0.7以上に達していない学校施設について、適正配置を進める中で耐震化事業を推進し、耐震化率100%となります。

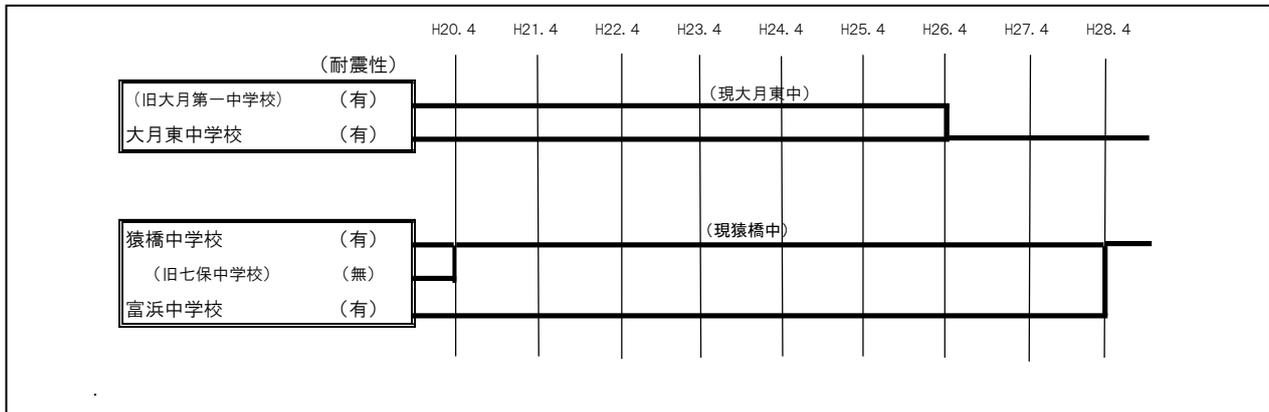
- ・ 大月東小学校の北棟校舎・体育館を建て替えると共に、南棟校舎については、リニューアル工事を実施します。
- ・ 大月西小学校、強瀬小学校を大月東小学校に、富浜中学校を猿橋中学校に統合することにより、使用学校施設の耐震化率100%となります。
- ・ 鳥沢小学校、大月東小学校のプール改修を検討し、安全で快適な教育環境の整備に努めます。
- ・ 空調設備未設置校に空調設備を設置し、安全で快適な教育環境の整備に努めます。

大月市小・中学校適正配置実施計画一覧表

《小学校》



《中学校》



② 学校の適正規模の確保と通学システムの充実

小・中学校の適正配置を進める中で、適正規模を確保し、多様な人間関係の中での児童・生徒の良い意味での競争心や社会性の育成、また、一定規模を要する集団活動や学校行事の充実、教職員の確保を図っていきます。

通学システムについては、原則として、現在のバス路線の運行経路を使用して、小学校にはスクールバス、中学校については、路線バスで対応しています。通学バスと併せて、市民の交通手段も含めたバス交通の最善な方法を継続的に考えてい

きます。

また、児童・生徒が安全に安心して通学できるよう、保護者・学校・バス事業者等と協議を行いながら、バスの乗降場所や通学路の安全確保に努めます。

5. 生涯学習活動の振興

少子高齢化や高度情報化の進展など社会が著しく変化する中、市民だれもが生涯にわたって学ぶことができ、生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習推進体制を充実強化することが求められています。このため市民の自主的な学習活動を支援するため、自己の学習ニーズに合った最新の生涯学習情報がいつでも入手できるよう、学習情報提供の充実を図る必要があります。また、専門的な指導力や優れた資質などを備えた指導者の養成・確保や関係団体への支援により、生涯学習の一層の普及を図る必要があります。

(1) 拠点施設の充実

市民の生涯学習に対するニーズが多様化、高度化する中、社会教育施設は、各施設が保有する教育資源と機能を有効に活用し、施設ごとの特色を生かした学習施設となるよう機能の充実を図ります。

現状と課題

高齢化社会を迎え、余暇時間の増大とともに生涯学習への要求がますます高まっています。誰もが生きがいを持ち、充実した人生を送るため、生涯を通して自主的に学び続けるという考え方が普及し、行政にはそれに応える生涯教育体制の整備が求められています。

いつでもどこでもだれでもが学べる環境づくりを目指していますが、生涯学習の概念の浸透とともにニーズが多様化し、あらゆる学びに対する体制づくりが急がれています。

起伏に富み小河川が地形を分断するという大月市の独特な地形のため、小さな集落が点在するという立地により、各地区が細かく分かれています。このため、分館などの社会教育施設数が多いなど、これらを維持していくことの困難が見込まれます。

【拠点施設と主な機能】

公民館

- 各種学級・講座等を開催するなど、社会教育活動の拠点
- 自治会等地域団体の活動拠点としての機能
- 地域の災害対策拠点としての機能

中央公民館	地区公民館	分館
市民会館	笹子公民館	白野・原・吉久保・阿弥陀海・黒野田・追分
	初狩公民館	下初狩第一・下初狩第二・藤沢・側子・神戸・立河原
	真木公民館	間明野・上真木・下真木
	大月公民館	上花咲・下花咲・富士見台・沢井・大月・御太刀・駒橋
	賑岡公民館	西奥山・浅利・強瀬・ゆりヶ丘・岩殿・神倉・下畑倉・上畑倉 日影・東奥山
	七保公民館	下和田・大島・葛野・田無瀬・林・奈良子・浅川
	瀬戸公民館	下瀬戸・瀬戸中央・瀬戸仲組・上和田・駒宮
	猿橋公民館	藤崎・久保・小田・四季の丘・殿上・桂台・小倉・田中・幡野 小沢・朝日小沢
	富浜公民館	山谷・中野・下畑・小篠・峰沢・大久保・小向・宮谷
	梁川公民館	斧窪・彦田・西村綱本・原・新倉・塩瀬・立野
計1ヶ所	計10ヶ所	計70ヶ所

中央公民館(市民会館)

- 各種学級・講座等の開催
- 自主学習の場としての施設の貸し出し
- 各種会合、講演会、文化行事等の開催

市立図書館

- 図書資料の貸し出し
- 図書資料の閲覧
- 図書資料の有効活用(展示、講座・教室等の開催、情報の発信)

郷土資料館

- 郷土資料の収集保管
- 郷土資料の調査研究
- 研究成果の展示
- 大月市の文化・歴史等の情報発信

施策の柱

①生涯学習活動の推進

自主的、計画された学びの充実を図り、学び得た成果を地域社会に還元できるシステムの構築や公民館など社会教育施設間の連携と交流を図り、生涯学習の推進に取り組みます。

- ・ 学習機会の充実と学習成果の活用
- ・ 市民が講師となる講座開設への支援

- ・ 公民館や社会教育施設の連携と地域間・世代間交流

②社会教育施設の整備・充実

生涯学習システムの整備とともに社会教育施設の老朽化に対する対策を検討し、市民に利用しやすい形態を検討します。

- ・ 拠点施設の整備(中央公民館、地区公民館等)
- ・ 地域に分散する分館等の老朽化や使用頻度、立地状況などを検証し、地域の実情に適した機能や分館数を見直し、全市的な適正化を計画します。

(2)多様な学習機会の提供

現状と課題

市民生活を通じて生き生きと暮らすための学習施設として、各施設の特色を生かした運営が望まれています。

市民会館においては、多種の機能や規模を有する施設を貸し出したり、講演会やイベント会場として利用されています。図書館では、図書の貸し出しや閲覧などのほか、各種図書展、出前講座、講演会、文化教室などを開催しています。郷土資料館では、常設展示のほか企画展示、特別展示を開催するほか、要望に応じて学習機会の提供を行っています。今後さらに地域に密着した学習活動と内容の多様化が必要とされています。

施策の柱

社会の動向や市民ニーズを反映した多様かつ学習目的に応じた講座等、事業内容の充実を図ります。少子化、高齢化、世代間の交流の希薄化などの課題にも対応すべく、だれもがいつでも学べる学習環境づくりを進めることが求められており、市民が生涯を通じて生き生きと暮らすための学習施設として、様々な事業を展開し市民へ学習機会の提供を行います。

①ニーズに対応した学習機会の提供

市民の学習ニーズの把握に努め、趣味・教養、文化・芸術、健康・スポーツ、福祉、国際理解、環境保護、情報技術など取り扱う分野の幅を広げるとともに、地域間や世代間の交流が図れる学習機会の充実を推進します。

②図書館主催事業の充実

市民の多様なライフスタイル、考え方に対応できる様々な資料や情報を収集、提供し、各種展示講座、イベントの開催、ブックスタート事業等により、図書館活動の充実を図るとともに、誰もが利用しやすい市民の交流の場を提供します。

小・中学校の図書館司書と連携し、児童・生徒が本を好きになる事業の展開を図ります。

分類別蔵書冊数

年度	一般図書	児童図書	ヤングアダルト図書	計
22年度	118,315	39,169	2,087	159,571
23年度	120,418	39,990	2,078	162,486
24年度	120,569	40,736	2,123	163,428
25年度	122,571	41,594	2,273	166,438
26年度	122,342	42,301	2,485	167,128

貸出数の推移

年度	一般図書	児童図書	ヤングアダルト 図書	雑誌等	AV資料	計
22年度	89,426	30,325	1,905	9,210	12,428	143,294
23年度	73,834	25,828	1,418	8,443	9,005	118,528
24年度	69,679	26,847	1,346	7,739	7,786	113,397
25年度	54,239	21,420	1,157	6,729	5,019	88,564
26年度	49,895	19,527	1,110	6,180	4,036	80,748

③郷土資料館運営の充実

郷土資料展示を充実させ、学校の授業に活用できるようにします。また、小・中学校からの要望に応じ、出前講座のメニューにない講座についても対応を図ります。

猿橋に関する資料を収集し、猿橋の近隣であることを生かした展示の充実を図ります。

(3)文化芸術活動の振興

市民生活がより楽しめる文化的環境づくりなどを一層推進するためにも文化芸術活動の場が提供できる文化施設の整備・充実に努めます。

また、各地域に息づく伝統ある文化の継承と、文化・芸術の薫るまちづくりを推進します。

現状と課題

文化や芸術は、人々に感動や生きる喜びをもたらし、心豊かな生活を実現するために大きな意味を持つものです。

本市では、市民により多くの文化芸術活動が展開され、今後もこうした活動への継続的な支援体制が必要です。

【主な文化芸術振興事業(平成26年度実績)】

事業名	内容	入場者数
第48回文化祭	発表・展示・大会等市民の文化活動の成果を披露 出演者 1,012 人 出展者 2,704 人	10,797人
切り絵教室	切り絵教室で完成した切り絵を使って行燈も作成	115人
文化教室生徒作品展	出展者 211 人	604人

施策の柱

心豊かな生活を実現するために、市民の誰もが暮らしの中で質の高い芸術文化に触れ、豊かな感性と創造性を育むことができるよう支援します。

①文化芸術活動への支援

文化芸術活動が活発に行われるよう、個性豊かな文化芸術の振興と交流の促進、文化芸術を支える人材の育成など、地域における文化芸術の振興に努めます。

- ・ 文化芸術活動の振興
- ・ 文化施設の整備・拡充

(4)生涯スポーツの振興

スポーツは、体を動かすという人間の本源的な欲求に応えるとともに、爽快感、達成感、他者との連帯感等精神的充足や楽しさ、喜びをもたらし、さらには、体力の向上やストレスの発散、生活習慣病の予防など、心身の両面にわたる健康の保持増進に役立っています。さらにスポーツは、家族や地域住民のコミュニケーションの促進、地域社会の活性化の機会としてもますます注目されています。

現状と課題

近年、余暇時間の増大や少子高齢化の進行など社会環境が変化し、市民の健康づくりや生きがいくりに対する意識の高まりと合わせスポーツの果たす役割や意義の重要性が増しています。

【主なスポーツ育成振興事業(平成26年度実績)】

大会・教室名	参加者数	備考
大月市体育祭	2,000人	23種目
市制60周年記念体育行事	2,000人	19種目
山梨県スポーツ・レクリエーション祭	233人	14競技参加

山梨県体育祭り	441人	25種目
各地区運動会	3,500人	10地区
大月市駅伝競走大会	514人	5部門 80チーム
国体記念市内小学生卓球大会	123人	
市民体力測定	68人	
弓道教室	76人	
レディースバレーボール教室	108人	
ソフトバレーボール教室	24人	

施策の柱

①スポーツ・レクリエーション活動の充実と支援

健康・体力づくりやスポーツに市民が自主的に親しめるよう、スポーツ教室の充実など、きっかけづくりの提供に努め、スポーツ団体等と連携し、市民スポーツ交流の場の提供、拡大を図ります。また、スポーツ・レクリエーション活動の推進役であるスポーツ推進委員の資質向上、市民スポーツ振興の要である体育協会等各種団体の指導者育成、地域のクラブリーダーの発掘に努め、幅広い年齢層を対象にした、だれでも気軽に参加し楽しめるニュースポーツなど、スポーツ・レクリエーションの普及・振興に努めます。

- ・ 市民スポーツ・レクリエーション活動の推進
- ・ 市民スポーツ・レクリエーション施設の整備
(夜間照明施設等の効率的な利用を図るための適正化の推進)
- ・ スポーツ指導者、団体・グループの育成
- ・ 総合型地域スポーツクラブへの支援、協力
- ・ 競技力の向上

②施設の整備

身近にスポーツに親しめる環境づくりを行い、老朽化した施設の改修又は統廃合など、今後、適切な施設配置を検討していく必要があります。

- ・ スポーツ施設の効率的な運営、計画的な充実
- ・ 適切なメンテナンス、計画的な改修

6. 歴史と文化遺産の継承

本市には、先人から受け継いだ長い歴史と、伝統的な郷土文化や数多くの文化財からなる豊かな文化遺産があります。こうした地域の歴史を解明し、文化遺産を守り継承していきます。

(1)文化財の保護

文化財の保存と活用を通して先人が積み重ねてきた歴史を守り、継承していきながら

地域文化の創造に寄与し、文化財保護思想の高揚を図ります。

また、収集した民俗文化財を整理し、収蔵品を活用しやすい体制を整えることで、市民が文化財に親しみやすい環境づくりに努めます。

現状と課題

市民共有の貴重な財産である文化財を次世代に引き継いでいくため、その保存に努めるとともに、郷土文化の理解と創造のため、文化遺産の更なる活用を図ることが必要です。また、地域に残る伝承芸能・祭事のほか、伝統的な行事の承継・保存をしていくため、映像などによる記録の作成のほか、後継者の育成に向けた活動などを支援することが必要です。

施策の柱

市内には、古くから伝わる貴重な文化財が数多く残っています。これらの文化財の保存・活用を図り伝承していきます。

①文化財の保存・保護及び活用

大月市の文化財の保存・保護に努めるとともに、既存資料の整理分類をし、後世へ伝えるべき資料の保存、管理環境を整えます。

また、歴史・文化遺産が市民にとってさらに身近なものとなるよう、特別展・企画展を開催します。

- ・ 文化財の適正な維持管理
- ・ 展示公開の充実
- ・ 歴史の道散策ルートの整備

【大月市の文化財】

指定種別	主な指定文化財
国指定重要文化財 3件	・星野家住宅 ・八ッ沢発電所施設 ・名勝猿橋
国登録有形文化財 2件	・笹子隧道 ・旧今井医院
県指定文化財 10件	・宝鏡寺薬師堂・木造七社権現立像・紙本墨書大般若経・法雲寺弥陀三尊迅来迎板碑・元近の太刀・追分の人形芝居・岩殿城跡・笹子峠の矢立のスギ 等
市指定文化財 37件	・下真木諏訪神社本殿・紙本淡彩観音十六羅漢図・木造薬師如来立像・刀銘安綱・紙本墨書猿橋五奇・摺本大般若波羅蜜多経・円通寺跡・藤沢の大スギ 等

(2) 伝統行事の保存と継承支援

現状と課題

本市には、県の無形民俗文化財に指定されている追分の人形芝居があり、文化財保持団体である保存会の存続が欠かせないものとなっています。

また地域で継承されている、神楽、神輿等の郷土芸能の後継者の育成、発表の場の提供を検討していく必要があります。

【大月市の民俗芸能】

民俗芸能	内 容
追分の人形芝居	・追分の人形芝居は、笹子町追分新田地区に伝わる、淡路の諸座や文楽などと同じ三人遣い様式の人形浄瑠璃で義太夫節を伴奏として人形を操る郷土芸能。
神楽	・神道の神事において神に奉納するために奏される歌舞で神社の祭礼などで行われる。
獅子舞	・獅子頭をかぶって舞う神事的な民俗芸能で祭礼の練り風流の一つとして、神楽などに取り入れられて今日に至っている。
浦安の舞	・平和を祈る神楽で、巫女が上代の手振りを偲んで、厳かに重々しく、典雅に舞う神楽。
神輿	・神道の祭りの際に神霊を奉じて渡御する神輿と、激しく振り動かすことによって神の霊威を高め、豊作願う神輿がある。

施策の柱

地域に残る伝承芸能・祭事のほか、伝統的な行事の継承・保存をしていくため、映像などによる記録の作成のほか、後継者の育成に向けた活動などを支援することが必要です。

- ・ ふるさとの伝統文化の支援と継承
- ・ 郷土芸能等の紹介機会の拡大